



平成19年度消防庁予算概算要求の概要

総務課

1 概算要求の概要

(1) 概算要求に当たっての基本的な考え方

従来我が国は充実した災害対策や治安の良さ、安全な社会インフラ等の安心・安全な社会を基盤とした経済活動を行っており、これらは我が国経済の国際競争力の源泉ともなってきた。

ところが昨今では、平成16年度の豪雨災害や今年の梅雨前線による豪雨災害に見られるように自然災害が深刻化していることに加えて、新潟県中越地震及び福岡県西方沖を震源とする地震といった度重なる震災の発生は、我が国のおかれた自然条件等の厳しさを改めて再認識させるものとなっている。また、コンビナート火災等の企業災害の増加や、JR西日本福知山線列車事故のようにこれまで安全と信じられてきたインフラ施設における故障・人災の発生、さらには大規模地震やNBCテロ災害等の発生に対する懸念もあり、我が国の安心・安全神話には揺らぎが生じているのが現状である。

こうした危機感の中、政府がこの7月に閣議決定した「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」においては、「国民の安全と安心の確保は、政府の最も重要な責務の一つであるとともに、我が国の経済活性化の基盤である」ということが明記された。

これを受けて、総務省の重点施策及び消防庁重点施策においても、同じ認識のもと「我が国の優位性である安心・安全を

維持向上させていくため、消防防災体制の強化、大規模災害対策、火災予防対策の積極的推進、地域の安心・安全の確保等、総合的な消防防災対策を展開する。」ことを確認したところであり、消防庁の平成19年度概算要求に当たっても、このことを基本的な考え方としている。

また、消防庁の役割・組織の拡充も念頭に置く必要がある。

平成16年4月施行の消防組織法の改正により、緊急消防援助隊が法定化されるとともに、緊急消防援助隊に対する消防庁長官の指示権が創設されたことに伴い、消防庁には、緊急消防援助隊の全国的な運用調整・オペレーション業務を担う責務が生じた。

併せて、平成16年のいわゆる国民保護法の制定に伴い、消防庁が新たに法運用上の基幹的役割を果たすことになり、警報伝達や避難指示、安否情報の収集・提供などの法の実効性を高めるための責任が新たに生じた。

これらの結果、消防庁は旧来の企画立案のみに終始する「政策庁」から、国の責務として災害対応のオペレーション業務についても実施する「政策・実施庁」に大きく変革した。このため平成17年8月15日には消防庁に「国民保護・防災部」を設置、さらに平成18年4月1日には独立行政法人消防研究所を、国の内部組織である消防大学校消防研究センターとして新たに発足させるなど、組織面においても体制の強化を図っているところである。

平成19年度 消防庁予算概算要求の概要

(単位：百万円、%)

| | ①9要求額 a | ⑩当初予算 b | 比較増減額 c = a - b | 増減率 c / b |
|-----------------|------------|------------|--------------------|--------------|
| 総 額 | 15,528 | 14,230 | 1,298 | 9.1 |
| 事業費等 | 6,400 | 5,655 | 746 | 13.2 |
| 消防補助負担金 | 9,127 | 8,575 | 552 | 6.4 |
| 緊急消防援助隊設備整備費補助金 | 5,539 | 5,000 | 538 | 10.8 |
| 消防防災施設整備費補助金 | 3,455 | 3,455 | 0 | 0.0 |
| 国庫負担金 | 133 | 120 | 13 | 11.1 |

※計数については、端数処理の関係上、計算が合わないことがある。

(2) 予算フレーム

(1)で述べた考え方に加え、後述3の概算要求基準を踏まえて、平成19年度要求額は155億28百万円としており、18年度当初予算と比較して12億98百万円の増となっている。

このうち、緊急消防援助隊関係の車両や資機材を対象とする緊急消防援助隊設備整備費補助金については、18年度予算(50億円)比で5億38百万円(10.8%)増となる55億39百万円を要求し、また、耐震性貯水槽や高機能消防指令センター等を対象とする消防防災施設整備費補助金については、18年度予算(34億55百万円)同額の34億55百万円を要求している。

また、その他の事業費等については、18年度予算(56億55百万円)比で7億46百万円(13.2%)増の64億円を要求している。

2 主要施策

以下、平成19年度概算要求における主要事項について解説する。

(1) 緊急消防援助隊の充実強化

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ平成7年に発足した緊急消防援助隊は、平成16年4月に消防組織法上の制度として明確に位置付けられて以降も、平成16年7月の新潟・福島豪雨、福井豪雨、同年10月の新潟県中越地震、平成17年4月のJR西日本福知山線列車事故等に出動し、人命救助等においてめざましい活躍をしているところであり、その充実に対する国民の期待も大きなものとなっている。

平成18年2月には大規模・特殊災害に備えた体制強化のため、緊急消防援助隊に係る基本計画の変更を行い、登録部隊数を平成20年度までに3,400隊規模(平成18年4月現在)から4,000隊規模に増強することとした。

平成19年度においても、引き続き4,000隊規模への増強を進めるため、緊急消防援助隊としての活動に必要な資機材等に係る国庫補助金(緊急消防援助隊設備整備費補助金)として55億39百万円(平成18年度50億円、対前年度比10.8%増)を要求している。

また、部隊の量的充実を図るほか、応援を受ける側との効果的な連携や、悪条件下でのヘリコプターの有効活用など、緊急消防援助隊の運用面での強化を図るために、①出動部隊の動態情報を管理するシステムの標準化に関する検討及び②消防防災ヘリコプターの積極的活用等に関する検討を行う経費として、総額86百万円を新規に要求している。

(2) 全国瞬時警報システム(J-ALERT)の整備

全国瞬時警報システム(J-ALERT)とは、津波情報、緊急地震速報、弾道ミサイル発射情報等といった対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、消防庁や官邸から人工衛

星を用いて直接市町村等に送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動することによって、住民へ情報を瞬時に伝達することを目的としたシステムである。

消防庁においては平成17年度にシステムの実証実験を行い、システム・機器の標準仕様の検討を行うとともに国側の送信設備を完成させており、平成18年度には送受信ソフトの改修を実施する予定である。

平成19年度は、①緊急情報を市町村等で受信し、住民へと情報を伝達するために必要な受信装置の一部である「衛星モデム」を市町村に配備するための費用(平成21年度までの3年間で全市町村に配備することを予定)、②消防庁に設置している送信装置(指令台)への機能追加(国民保護関連の情報を優先送信できるようにする)に関する費用及び③システムの運用に必要な衛星回線の常時接続に関する費用について総額1億94百万円を要求している。

(3) NBCテロ災害対応資機材の整備

消防庁では、大規模災害やテロ災害等の特殊災害への対応力の強化を図るため、平成18年度から、特殊な資機材を有する特別高度救助隊及び高度救助隊の制度を創設することとし「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」の一部改正を行うとともに、平成18年度予算においては特別高度救助隊が備えることを想定したウォーターカッター及び大型ブローアを消防大学校に配備することとしたところである。

しかし、地下鉄サリン事件後も、アメリカ同時多発テロ、ロンドン地下鉄テロ等、海外においてもテロ災害が多発している。我が国においても起こり得るテロ災害に備えて、いざという場合の救命率の向上はもちろんのこと、地下鉄サリン事件における教訓も踏まえれば、初動対応にあたる消防隊員や救急医療従事者を二次災害から守るための体制はいまだ十分とはいえず、このための基盤づくりが喫緊の課題である。

また、テロは国に対する攻撃であり、それにより生じる被害への対応は国の責任において行うべきである。

このため、平成19年度は、大型除染システム(5台)、生物剤検知キット(簡易型)及び化学剤検知紙(各67セット)を、特別高度救助隊等に配備するため、総額2億75百万円を新規に要求している。

(4) 消防団員の確保及び消防団活動の充実強化

消防団は、地域に密着し、その動員力や即時対応力といった特性を活かしながら、火災、風水害、震災等の災害対応はもとより、地域コミュニティの維持、振興にも大きな役割を果たしている。

しかしながら、過疎化、少子化等の影響により、かつて200万人いた団員が今や90万人を割ろうとしており、さらには団員のサラリーマン化・高齢化等の課題に対応しつつ、団員の確



保を図ることが不可欠な状況にある。

このため、平成19年度においては、団員の深刻な減少傾向やサラリーマン化等の傾向を踏まえると、国民一般に対して消防団に関する情報提供の機会を抜本的に増やしていくと同時に、経済界や個々の事業所の理解を得ながら消防団員の確保を推進していくことが不可欠であるとの認識のもと、①新聞・ホームページのバナー広告等多様な媒体での消防団活動のPRによる消防団活動への理解促進、②消防団活動支援事業所表示制度（消防団員の確保に協力的な事業所をマークにより表示する制度）の全国展開、優良消防団の表彰による消防団活動の活動環境の整備、さらには消防団員確保に取り組む市町村等への支援として③消防団員確保アドバイザーの派遣体制の構築や消防団員確保支援データベース提供等に関する経費として総額1億10百万円を要求している。

（5）市町村消防の広域化の推進

小規模な消防本部においては、多様化、大規模化する様々な災害等に対応していく上では、管内の災害に対する初動体制や統一的な指揮の下での効果的な応援体制、救急救命士など専門要員の養成体制、特殊な資機材、車両等の確保等の点で限界があることが指摘されている。

消防庁としても、平成6年度には消防庁長官通知を発出するなど、これまでも広域化を指導してきたが、管轄人口が10万人未満のいわゆる小規模消防本部が平成18年4月においても依然として6割を占めている実情があり、少子化・人口減が続く地域社会の中では、今後担い手不足や財政の悪化等も懸念される。

こうした状況も踏まえ、消防庁では平成18年の消防組織法の改正、基本指針の策定により、管轄人口おおむね30万以上の規模を一つの目標として消防本部の広域化を推進し、消防力の充実強化を図ることとしている。

平成19年度は、①消防の広域化に関する国民への周知を行うためのPR用パンフレット等の作成、②広域化の必要性に関する消防本部、市町村の理解を深め、より望ましい規模・体制等について議論するためのシンポジウムの開催、③広域化を進める消防本部の支援を行うための消防広域化推進アドバイザーの派遣に関する経費として35百万円を要求している。

（6）危険物施設の安全対策の総点検

屋外タンクをはじめとした危険物施設は、我が国の生活・産業に必要不可欠なものである一方で、一旦災害が発生した場合には、火災・爆発・危険物漏洩等による従業員・周辺住民の生命・財産への被害のみならず、二次的被害として、ライフラインの途絶、産業活動の停止等を発生させ、国民生活・産業活動に甚大な被害をもたらすおそれが高い。

しかし、こうした危険物施設の事故は、企業のリストラ等

を背景としてか、ここ10年間で倍増という深刻な状況にある上、首都直下地震等大規模災害への対応は大きな課題となっており、安全対策の更なる徹底、災害発生時の被害を最小限に食い止める対策の推進は不可欠である。

このため、平成19年度は、「危険物施設の安全対策の総点検」の一環として、大規模施設を中心に①屋外タンクの新基準への改修状況の点検、②浮き屋根式タンク等の安全性の点検、③津波・浸水による大規模危険物施設の安全対策の実験・検証等、④コンビナート等における長周期地震動等のタンク本体の被害予測手法の検討等を行う経費として、総額2億25百万円を新規に要求している。

（参考）主要事業一覧

- 市町村消防の広域化の推進に要する経費 35百万円
- 消防救急無線等の高度化・高機能化の推進に要する経費 1億円
- 全国瞬時警報システム（J-ALERT）整備事業 1億94百万円
- 国民保護訓練の経費負担に要する経費 1億08百万円
- 消防団員の確保及び消防団活動の充実強化に要する経費 1億10百万円
- 自治体消防制度60周年記念事業の実施 25百万円
- 緊急消防援助隊の4,000隊への増強に要する経費（緊急消防援助隊設備整備費補助金） 55億39百万円
- 緊急消防援助隊の活動体制の充実強化に係る調査検討に要する経費 86百万円
- 緊急消防援助隊派遣体制の整備に要する経費 1億11百万円
- NBCテロ災害対応資機材の整備に要する経費 2億75百万円
- 消防防災施設の整備に要する経費（施設補助金） 34億55百万円
- 住宅防火対策及び防災製品の普及の総合的促進方策の検討に要する経費 50百万円
- 危険物施設における安全対策の総点検に要する経費 2億25百万円
- 消防防災技術研究開発に要する経費 3億83百万円
- 消防団・自主防災組織の育成等に要する経費 23百万円
- 地域安心安全ステーション整備モデル事業に要する経費 29百万円
- 救急業務の高度化推進に要する経費 16百万円

3 概算要求基準（参考）

平成19年度概算要求については、平成18年7月21日に閣議了解された「平成19年度予算の概算要求に当たっての基本的

な方針について」(いわゆる概算要求基準)に従って行うこととしている。

概要は以下のとおりである。

(1) 概算要求基準の基本的な方針

平成19年度予算は「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」で示された今後5年間の新たな改革に向けた出発点となる重要な予算であり、引き続き歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、歳出の抑制と所管を越えた予算配分の重点化・効率化を図る。

(2) 具体的な積算方式

① 公共投資関係費

前年度当初予算における公共投資関係費相当額に100分の97を乗じた額を基礎とし(要望基礎額)、当該要望基礎額に100分の120を乗じた額を上限とする。

② その他の経費

ア 人件費

前年度当初予算額に相当する額に、平年度化等の増減を加減算するとともに、「国の行政機関の定員の純減について」(平成18年6月30日閣議決定)における純減目標数を踏まえた人件費の減を減算した額の範囲内において要求する。

イ 義務的経費

前年度の当初予算における義務的経費相当額の範囲内において要求する。

ウ その他経費

下記のa、bの要望基礎額の合計額に100分の120を乗じた額を上限とする。

a 科学技術振興費

前年度当初予算における科学技術振興費に相当する額を要望基礎額とする。

b その他

前年度当初予算におけるその他経費のうちa科学技術振興費以外の額に相当する額に100分の97を乗じた額を要望基礎額とする。

※その他経費については消防庁に係る経費を抜粋して記載。

③ 各経費間の要求の調整

ア〜ウにより算出された額の合計額の範囲内で各経費間で所要の調整をすることができる。

④ その他

所管を越えた予算配分の重点化を図るため、予算措置の過程において、総額500億円の範囲内で、予算措置の総額の上限に加算可能。

**「経済財政運営と構造改革の基本方針2006」
における消防予算の位置付け**

第4章 安全・安心の確保と柔軟で多様な社会の実現

4. 生活におけるリスクへの対処

(略)

国民の安全と安心の確保は、政府の最も重要な責務の一つであるとともに、我が国の経済活性化の基盤である。

(略)

このため、国民、地域、企業、NPO、ボランティア等と協力しつつ、災害への備えを実践する国民運動を広く展開しながら、防災・減災対策を戦略的・重点的に進める。

(略)

(災害対策)

(略)

・衛星による測位・災害監視技術等を活用したハザードマップの作成や防災情報の迅速な伝達体制の整備、高齢者等の災害時要援護者への避難支援、消防等の災害対策の強化を進めるとともに、消防団、水防団の充実強化を図る。また、救出救助、救急医療等に関し、ヘリコプターの活用を含め全国的見地からの体制整備を図る。

(以下略)